

要 旨

外務省が昭和十二年より同十九年にかけて編纂した『外務省警察史』は戦前日本が韓国、中国の各領事館においた外務省警察の歴史を研究する上での貴重な史料である。治安維持法を筆頭とする治安法令は、戦前日本の植民地朝鮮、台湾、華太において、また租借地である関東州においても適用され、それらを運用する警察、司法構造は国内の治安体制と結びついていた。さらに中国「満州国」のなかでも日本の治安法令が適用された。昭和十二年、満州国における日本の治外法権が撤廃され、その在満警察三十余年の幕を閉じる。外務省ではその事蹟を記念するため、外務省警察全体の歴史を編纂することとした。

外務省警察史第 49 巻によると中国「満州国」においては、外務省警察（領事館警察ともいう）は、日本帝国主義の植民地政策の中で、「大東亜治安体制圏」の担い手として、不平等条約にもとづく領事裁判権を盾に、「領事警察権」の行使を既成事実化し、大陸進出・侵略の先兵的役割を持っていた。

在留日本人の保護取締と権益保護という領事館活動の一部として創出された外務省警察は、主に一九二〇年代以後、コミンテルンと往来する社会主義者や上海などを拠点とする朝鮮民族独立運動を取締る。さらに中国民衆の排日、抗日運動の監視という特高警察的機能を強めるなかで、次第に組織を増殖し、日中戦争全面爆発以後は「後方治安の確保」のために、「領事警察権」の枠を逸脱して抗日運動を直接取締り、中国共産党を弾圧した。

本論では『外務省警察史』第 49 巻の後半について研究する。この部分は主に日本租界で労働者の罷工を克明に記録している。昭和 4 年、漢口租界で大規模の罷工が起こることがあった。全部の内容は次の十三章に分けている。

第一章では罷工の状況について分析する。漢口部分は日租界の罷工について詳しい事件を記録する。第二章と第三章は昭和四、五年の電報要旨を紹介する。第四章では昭和五年の漢口領事館の警察事務状況を述べる。第五章では昭和六年二月十九日漢口坂根領事が幣原外務大臣に送った電報の要旨について詳しく説明する。第六章では水災の状況について紹介する。三節にわけて、漢口地方水災の状況、漢口水災の状況と揚子江流域の水災状況について紹介する。第七章では中央衛生組駐漢出張所による水災防疫計画を紹介する。第八章では漢口総領事館の警察事務状況、第九章では巡查吉村修市と中村初臧が漢口総領事館新坂警察署長に送った電報の要旨、第十章では昭和十年の警察事務状況につい

て紹介する。第十一章では昭和十一年の電報要旨、第十二章では昭和十一年の警察事務状況、第十三章では昭和十三年の漢口総領事館警察事務状況について紹介する。

『外務省警察史』は昭和十二年より同十九年にかけて編纂されたので史料の中にたくさん旧字体や古語の特定形式がある。中国語と日本語は言語体系が異なるが、共に漢字を使っている。日本語には数多くの漢字語が使われており、中国語にも日本語から移入してきた漢語語彙が使用され、両言語が語彙上互いに影響し合っている。日本語には数多くの中国語と同形の語彙が存在し、その意味と使用については中国語と共通している点がある。それは、日本語学習者にとっては大きな利点でもあれば、大きな「落とし穴」でもある。本研究も以上の問題点の面をめぐって展開されている。